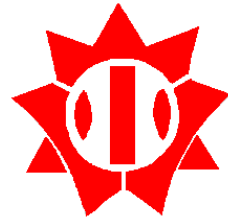


いじめ問題等再発防止に係わる行動計画書



校 訓

仲 強 明
よ く る
く く

平成24年7月、赤穂市内で暴行事件、及びインターネットへの投稿に関わる事件が起きました。赤穂市では、いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会による第1次提言を受け、《第1次提言》「重点項目と要点」が策定されました。

この提言を受け、赤穂小学校においては、いじめや暴力は、いつ、どここの学校・地域でも起こりうることを再認識し、「いじめや暴力は絶対に許さない」という強い信念のもと、「いじめ問題等再発防止に係わる行動計画書」を策定しました。

本校では、全校児童が、校訓「明るく」「強く」「仲よく」を守り、一人一人が安心して楽しく過ごせるよう学校と家庭、地域社会との連携・協力のもと全力で取り組んでまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

平成25年1月31日

赤穂市立赤穂小学校長 尾上 慶昌

赤穂市立赤穂小学校

2 校長のリーダーシップ発揮に関すること

(1) 校長のリーダーシップの発揮 **重点4**

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	学校としての統一した対応	- 職員個々への啓発と共通理解 - いじめ対策委員会の設置と委員会での意思統一	①切り口 いじめ対策マニュアル ②方法 ■教職員への啓発 ・校長が職員会議において、「いじめ対策マニュアル」を解説し、具体的な他校で発生したいじめの事例も紹介しながら、全職員に本校のいじめ対策や方針の徹底を図る。 ・また、月1回開催している生徒指導委員会と併せていじめ対策委員会を開催し、事例研究やいじめ発見への方策について協議する。 ■PTAへの啓発 ・PTAには、学校だよりで「いじめ対策」についての方針を発信する。また、学校評価のアンケートの中で、意見聴取する。更に、学級懇談会で保護者の意見を聴取し、その主旨を生かした学校の方針や姿勢を示す。PTAの会合等で話し合いの時間を設定し、マニュアルを切り口に情報の共有に努める。 ■地域等への啓発 ・地域等には、紙面で「いじめ対策」についての方針を発信すると共に、各種会議で情報を発信し、収集する。子ども達の様子について話題にし、情報を共有する。 ■学校評議員への啓発 ・「いじめ」に対する取組や学校評価での意見等から協議してもらい、取組等の評価・見直しを図る。いじめ対策マニュアルの検討も行う。	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	
②	校長としての意志表明	- PTA、地域等への方針発信 - 学校評議員会で説明		校内委員会 1回	校内委員会 2回	校内委員会 3回	校内委員会 4回	校内委員会 5回	
				PTA会議	紙面で発信 PTA会議	アンケート PTA会議	学級懇談会 21日 PTA会議	PTA会議	PTA会議
				まちづくり会議	紙面で発信 まちづくり会議		まちづくり会議		
				学校評議員会 10日				学校評議員会 1日	

★子ども達が自信と誇りをもち、夢に向かって生きていきたいという心を育てる教育を進めます。

・毅然とした態度で取り組みます。

・万一いじめやいじめの疑いのある事案が生じた場合は、校長のリーダーシップのもと、早期解決に取り組みます。

(2) 安心・安全宣言 重点5

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 児童生徒への宣言と緊急アピール	・ 学校長の講話 ・ 学年・学級での指導	①切り口 学校長宣言 いじめ対策マニュアル ②方法 ■児童への宣言 ・ 学校長が全校朝会等で「いじめを絶対許さない」「暴力を許さない」学校づくりに全力で取り組むことを7月、9月に続き再度宣言する。 ・ 学校長の宣言を、各学年部で発達段階に応じて具体的な言葉に置き換えて指導すると共に、学級担任が各学級の実態に応じた指導をする。 ■PTA・地域への啓発 ・ いじめ対策方針やこれまでの取組、いじめ対策マニュアルや赤小なかよし宣言について、学校だよりやHPで発信したり、PTAや地区の各種会合にて説明したりする。 ■いじめ対策マニュアルの改訂 ・ ネット上のいじめ問題やネットリテラシーに関して委員会で協議し、いじめ対策マニュアルを改訂する。また、家庭用のダイジェスト版を作成し(25年度)配布する。 ・ 児童への定期アンケートを実施し実態把握を行い、問題・課題に迅速に対応できるようにする。 ■人権教育や道徳教育の推進 ・ 学校生活全体の中で児童のよさや可能性を認め合える仲間づくりと自尊感情の育成を推進する。 ■特別支援教育の推進 ・ 障がいの有無にかかわらず児童一人一人の教育的ニーズを把握した支援、日々の授業の中で児童の課題に寄り添った支援を行う。		校内委員会 (協議) 全校朝会	全校朝会	全校朝会	全校朝会	全校朝会
② 保護者等への協同体制土台づくり	・ 学校だより・HP ・ PTA理事会 ・ 参観日・オープンスクール ・ 学級懇談会・地区懇談会 ・ 学校評議員会			三役会 オープンスクール 学校評議員会	理事会 オープンスクール 24日	理事会 参観日 21日 学級懇談会 21日	三役会	学校評議員会
③ 学習できる「条件」設定	・ いじめ対策マニュアルの改訂 ・ 定期アンケートの実施 ・ 人権教育や道徳教育の充実 ・ 特別支援教育の充実			校内委員会 (協議)	校内委員会 (協議) 学校自己評価	校内委員会 (改訂) 入学説明会 7日	校内委員会 (反省・課題) 学校自己評価	
				定期アンケート		定期アンケート		
				特別支援教育校内委員会	特別支援教育校内委員会	特別支援教育校内委員会 入学説明会 7日	特別支援教育校内委員会	特別支援教育校内委員会

★「いじめや暴力は絶対許さない！」

- ・毅然とした態度で取り組みます。校長のリーダーシップのもと、早期解決に取り組みます。

★「いじめや暴力は待ったなし！」

- ・スピードとチームワークで取り組みます。全教職員が協力して取り組みます。

第1次緊急提言重点行動計画書

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	教師力を高める実践研修	・校内研修 ・授業研究 ・公開授業	①切り口・児童の課題に寄り添う教育 ・「学びの共同体」に基づく授業研究 ・いじめ対策マニュアルの継続 ②方法 ■校内研修 ・授業づくりのための理論や技術の習得を目指す中で、児童の課題に寄り添い、一人一人の学ぶ権利を保障し、授業の中で児童の居場所をつくることのできる教師力を身に付ける。 ・授業研究を通して、児童一人一人が教材や教師や仲間達とどのようにかかわり合いながら学んでいたのかを多角的に省察し、日々の実践に生かす。 ・子どもの学びやつまずきといった事実焦点化した研究協議を行い、授業後の省察を重視する。 ■学年部組織の強化 ・教師力向上のために、若い教師とベテラン教師による学年部組織を構築し、ベテラン教師が日常的に指導・助言を与えることができるようにする。 ■学年部研修の継続 ・学年部内での授業実践や児童の学習の様子から学び合い、学年部で学校が指向する授業の構想や教師力を常に共有する。 ■面談・資料配付・参観を通して ・教師としてのアイデンティティの形成や同僚性の構築に向け、教師一人一人が生涯学び続ける姿勢をもつことができるよう面談を行う。 ・教師力向上に向けて、授業の在り方や学級経営等について、必要な情報を提供する。 ・日々の授業実践を参観し、教師の資質や技能の向上をめざした適切な指導・助言を行う。	授業研究 19・30日		授業研究 30日	授業研究	授業研究	授業研究
②	サポートフォロー体制確立	・学年部組織 ・学年部研修 ・管理職との面談 ・「教師力」向上資料発行 ・授業参観における指導・助言		学年部会 (随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔
				学年部研究授業 学年部公開授業 (随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔
				面談 (随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔	(随時) ↔
				資料配布 月1回及び随時紙面で発信	月1回 (随時) ↔	月1回 (随時) ↔	月1回 (随時) ↔	月1回 (随時) ↔	月1回 (随時) ↔
				授業参観 月1回以上授業参観	月1回以上 ↔	月1回以上 ↔	月1回以上 ↔	月1回以上 ↔	月1回以上 ↔

★豊かな人間性、自尊感情を育成する取組を進めます

- ・「道徳の時間での授業の充実を」
- ・「体験活動を重視して」

生命や人権を学ぶ授業を行います。意見交換の場をつくり、認め合うことの大切さを学ばせます。
生活体験を拡大させる取組を行います。

3 教師力の充実に関すること

(1) 生徒指導を全校的な視点で実施する **重点7**

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	学校組織をあげた取組	・ 定例校内委員会 ・ 臨時校内委員会	①切り口 ・ 定例校内委員会 ・ 日常の情報交換 ②方法 ■校内委員会において ・ いじめ・不登校・問題行動等の未然防止を図り、学校が児童の「居場所」となるよう周知徹底を図ると共に学校生活のあらゆる場面において、児童一人一人を多面的、共感的に理解し、人間的なふれあいに基づく指導をより充実させるよう児童の自主性・主体性の育成に努める。 ・ 児童の生活実態を常に見つめ直し、適時性のある具体的な方法を決定する。	校内委員会 (月1回) 臨時校内委員会 (必要時)	校内委員会 (月1回)	校内委員会 (月1回)	校内委員会 (月1回)	校内委員会 (月1回)	校内委員会 (月1回)
②	他の関係機関等との連携・活用	・ 赤穂地区育成推進委員会報告 ・ 事例研修	■報告会・事例研修を通して ・ 生徒指導連絡会(幼小中高)、赤穂・城西地区連絡会等で提起された事例をもとに問題行動を共通理解し実践的指導に生かす。	育成報告会 (月1回) 事例研修 (必要時)	育成報告会 (月1回)	育成報告会 (月1回)	育成報告会 (月1回)	育成報告会 (月1回)	育成報告会 (月1回)
③	日常の情報交換と研修	・ 職員朝会(毎月曜) ・ 職員終会(毎木曜) ・ 臨時職員会議	■日常の情報交換を通して ・ 校内・校外のきまりやマナー等について全職員で共通理解を図り、全職員が全校児童に対して常時一貫した指導を行う。 ・ 児童の言動に留意し、問題行動やいじめ、不登校等を見逃さないようにすると共に未然防止に努める。	情報交換 朝会(毎月曜日) 終会(毎木曜日) 臨時職員会 (必要時)	情報交換 毎週(月・木)	情報交換 毎週(月・木)	情報交換 毎週(月・木)	情報交換 毎週(月・木)	情報交換 毎週(月・木)

★ いじめや暴力を見逃さない

- ・ 「いじめや暴力はゼロじゃない」
- ・ 「いじめや暴力の芽を見逃さない」

「きっとある。」という視点から、いじめや暴力の早期発見に努めます。
アンケートやチェックシート等を活用し、子ども達の「小さなサイン」「人間関係の小さな変化」を見逃しません。

(2) 生徒指導は管理強化や締め付けに頼るのではなく、児童生徒の気持ちの理解を基盤とする「開発的生徒指導」をめざす **重点8**

項 目	取 組	切り口とその方法	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月
① 行動要因や背景 を考えた指導と 心に響く指導	・学級経営	①切り口 ・加齢的・マインドに基づく学級経営 ・日常の情報交換 ②方法 ■日々の学級経営において ・児童の能力や特性を理解し、努力を 認めたり賞賛したりすることができる よう教師のカウンセリングマインドの 育成を図り、児童一人一人が、自己存 在感や自己肯定感、所属感を深めるこ とのできる学級経営に努める。 ■児童アンケートの実施 ・児童と接する機会を多くしたり、児 童への定期アンケートを実施したりす る等、児童の人間関係や内面の理解に 努める。 ■校内委員会・事例研修を通して ・指導内容や指導方法を工夫し、児童 の心情に訴えと共に、児童の生活に 密着した指導に努める。 ■家庭訪問の実施 ・配慮を要する児童について、連絡を 密にし、問題がない時も担任が家庭に 足を運ぶ等、常日頃から家庭との連携 が得られるよう努める。 ■生徒指導に関する各種たよりの発行 ・保護者にたより等を発行し家庭との 連携が得られるよう啓発活動を行う。 ■保護者アンケート・学級懇談会の実施 ・保護者へのアンケートを実施した り、必要に応じて学級懇談会を開いた りするなど、普段から学校と保護者との 意思疎通を図るよう努める。 ■カウンセラーとの連携を通して ・スクールカウンセラーや教育相談に よる個別指導を充実させ、児童の客観 的、共感的理解に努め、自己実現が図 れるように指導・助言する。 ■研修会・報告会を通して ・特別な支援を要する児童についての 研修会や報告会を実施し、児童の言動 に留意し、問題行動やいじめ、不登校 等を見逃さないようにすると共に未然 防止に努める。	学級経営 (年間)					
② 保護者との協力・ 信頼関係づくり	・児童アンケート			児童アンケート		児童アンケート		
	・校内委員会		校内委員会	校内委員会	校内委員会	校内委員会	校内委員会	校内委員会
	・事例研修会		事例研修(随時)	(随時)	(随時)	(随時)	(随時)	(随時)
	・配慮を要する児童 への家庭訪問 (欠席・不登校傾向等)		家庭訪問 (必要時)	(必要時)	(必要時)	(必要時)	(必要時)	(必要時)
	・生徒指導に関するたより			各種たより	各種たより	各種たより	各種たより	各種たより
	・保護者アンケート ・学級懇談会				保護者アンケート ⇔	学級懇談会		
③ 学校カウンセリング の充実	・スクールカウンセ ラーとの連携		相談日 1・8・15・22日	6・13日	10・17・24・31日	7・14・21日	7・14日	
	・カウンセリング研修		研修会・報告会 (随時)	(随時)	(随時)	(随時)	(随時)	(随時)
	・各種研修報告会 (はあとふるセミナー等)		(はあとふる)	(特別支援教育)		(はあとふる)		

★聞かせてほしい。あなたの悩み

- ・いじめや暴力で困っていることも達や保護者の声に耳を傾けます。
- ・教育相談しやすい窓口と雰囲気をつくります。

(3) 学級や学年の仲間づくりに取り込む **重点9**

	項 目	取 組	切り口とその方法	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月
①	児童生徒の居場所づくり	・ 授業の中での居場所づくり ・ 学級・学校での居場所づくり	①切り口 ・ 配慮を要する児童（欠席・不登校傾向等） ・ いじめ対策マニュアルチェックリストの活用 ②方法 ■授業の中での居場所づくり ・ 児童同士の発言をつなげて考えを深める授業を教師と児童が一体となってめざす。 ・ 児童一人一人の課題に寄り添い授業中教師が意図的に弱い立場の児童に活躍の場を保障し、全員から認められるよう取り組む。 ■学級・学校での居場所づくり ・ 日記などへの丁寧な返事を積み重ねたり、学級内で見逃されがちな弱者への冷やかしの等のいじめの兆候を見抜いたりして早期に改善する。 ・ 友達の誕生を祝ったり、異学年交流給食等を実施したりして仲間に対する温かい心情を培うと共に、トラブルに対する解決の方法を指導する。 ・ 専科や担任外教師との日常的な情報交換により、担任の目の届かないところでの児童の様子を把握する。 ・ 欠席者への連絡を必ず取り、気になる場合は家庭訪問を行う。また、学級児童には欠席者の存在を意識させるような言葉かけを常に行う。また、登下校中や地区で疎外されている児童がいないか把握する。	児童の課題に寄り添う支援（年間） 日記指導等（年間） 学級会（年間） 交流給食 日常の情報交換（年間） 配慮を要する児童への家庭訪問（年間）					

★ 居場所のある学級・学校づくり

- ・児童一人一人の課題に寄り添い、互いに認め合うことのできる授業づくり、学級づくりをめざします。
- ・普段の児童の様子をきめ細かに観察し、一人一人の実態に応じた指導を心がけます。

4 児童生徒の主体性の向上に関すること

(2) 「いじめ・暴力追放」憲章の制定と児童生徒大会の開催 **重点10**

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	「いじめ・暴力追放」のための憲章づくり	・児童会代表委員会 ・赤小なかよし宣言 ・家庭・地域への発信	①切り口 赤小なかよし宣言 ②方法 ■なかよし宣言・広報活動 ・各学級でいじめのない仲間づくりに向けて話し合った取組を代表委員会で協議し、「赤小なかよし宣言」として全校に発信すると共に、宣言文を校内等に掲示し啓発と浸透を図る。 ・放送、掲示、新聞等、委員会活動を通して学校内に発信すると共に家庭・地域へも発信し、啓発と浸透を図る。 ・人権に対する問題意識の高揚を図るため、児童会や委員会が中心となり、人権尊重における問題意識の高揚を図るため、作文や標語等を掲示したり放送したりする。	委員会活動	学級会 代表委員会 委員会活動	学級会 代表委員会 なかよし集会 18日 委員会活動	代表委員会 児童集会 委員会活動 家庭・地域へ発信	代表委員会 委員会活動	

★ 「赤小なかよし宣言運動」の推進

- 一、「明るく 強く 仲よく」の校訓を大切にします
- 一、友だちと仲よく遊びます
- 一、友だちのいいところを見つけます



5 インターネット・リテラシー教育に関すること

A〔ネット社会の健全な利用法とルール学習の実施〕

(1) 利便性と危険性を学習させる **重点11**

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	児童生徒に「情報モラル教材」を活用した学習	・情報モラル学習 ・教育課程への位置付け	①切り口 情報モラル学習の実施 情報モラル教育講演会 ②方法 ■情報モラル学習 ・情報モラル学習実施に向け、校内委員会で計画案を立て、学年部研修を通して具体的な教材研究を進める。実施後はアンケートをもとに見直しを図り、次年度の年間指導計画に位置づける。		情報モラルについての学年部研修		情報モラル学習		
②	保護者に「情報モラル教材」を活用した学習（不参加者への対応）	・情報モラル講演会 ・学級懇談会（不参加者への対応） ・紙面にて周知（不参加者への対応）	■講演会・学級懇談会を通して ・講演会不参加者には学級懇談会等で資料を配付し、啓発を図る。また、学年だよりやモラルだより等を利用し、内容を一層周知させる。		講演会 日時：12月18日 場所：赤穂小学校体育館 講師：篠原嘉一氏 対象：児童・保護者 地域の方 学校評議員	資料作成	学級懇談会	アンケート 年間指導計画作成	紙面で周知

★ ネットリテラシー教育の推進

- ・携帯電話やインターネットの正しい使い方等、情報モラル教材を活用した学習を推進し、ネットを利用したいじめの未然防止に努めます。
- ・情報モラル教育講演会を開催し、正しい情報モラル、ネットリテラシーへの理解を深めます。



B〔保護者の役割確認と大人自身のマナー向上〕

(1) ネット・リテラシー学習と子どもの利用状況の把握 **重点12**

	項 目	取 組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	保護者の役割認識とネット使用上の意識の向上	・情報モラルの研修 ・モラル学習資料提供 ・参観日 ・学級懇談会	①切り口 情報モラル教育講演会 情報モラル研修（児童・保護者） ②方法 ■外部機関との連携 ・兵庫県情報セキュリティサポーター、N I T情報技術推進ネットワーク代表等の外部団体より情報モラルについての資料を取り寄せ、保護者（家庭）に提供する。 ■参観日・学級懇談会を通して ・参観日、オープンスクール、学級懇談会等を通して、資料を提供し、家庭での指導について説明する。		教育講演会 資料収集 18日	紙面で周知 資料収集	資料提供 学級懇談会 21日	紙面で周知	

★ ネットリテラシー教育の推進

- ・児童の携帯電話・ネット等の利用状況を把握し、ネットに潜む危険についての理解を深めます。
- ・情報モラル教育講演会を開催し、正しい情報モラル、ネットリテラシーへの理解を深めます。

※ **重点1** **重点2** **重点3** については、《第1次提言》「重点項目と要点」（赤穂市教育委員会）をご覧ください。



■ 子ども達へ ■

- ◇ いじめや暴力という卑劣ではずかしい行為を絶対にしてはいけません。
- ◇ いじめや暴力を受けてつらいとき・苦しいときは、一人で悩まず、家族や先生、友だちに相談しよう。
- ◇ いじめや暴力を見て見ぬふりをすることは、いじめを許すことにつながります。
- ◇ いじめや暴力を見かけたときは、すぐに先生や家族に連絡しよう。

【 こんなときがあったら、連絡しよう 】

- ◆ そうじなどの作業を最後まで一人でやらされている。
- ◆ 休み時間などに一人でさびしそうにしている。
- ◆ くつや持ち物をかくされたりしている。など

■ 保護者の皆様へ ■

- ◇ いじめや暴力は、決して許されることではないということを子どもに伝えてください。
- ◇ 「あなたの味方である」という気持ちを子どもに伝えてください。
- ◇ コンピュータ・携帯電話・ゲーム機の使用について、子どもとの約束づくりをしてください。
- ◇ いじめや暴力を発見するために、子どもの言葉や表情などの「小さなサイン」に注意してください。

【 こんなサインに注意してください 】

- ◆ 家族との会話が少なくなり、学校的话题をさける。
- ◆ 家から金銭を持ち出したり、買い与えられた物がなくなったりする。
- ◆ わけもなく衣服が汚れたり、破れたりしている。など

■ 地域の皆様へ ■

- ◇ 多くの大人の目で子ども達を見守ってください。
- ◇ あいさつ運動などを通して、やさしい心を育ててください。
- ◇ 「弱い者いじめ」をしない心や下級生を助けるなどの思いやりの心を育ててください。
- ◇ 学校へお越しいただくなど色々な機会を利用して、子どもに接してください。

【 こんな子どもを見かけたら、学校に連絡してください 】

- ◆ 他の子どもと離れて登下校する。
- ◆ 友だちの荷物を持たされて登下校する。
- ◆ 公園などでおやつなどをたかられている。など